岩手県漁港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。 令和6年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第46号

岩手県漁港管理条例の一部を改正する条例

岩手県漁港管理条例(昭和38年岩手県条例第52号)の一部を次のように改正する。

		改正	E前		
(趣旨	i)				
第1条	この条例け	渔港渔場整備法	(昭和25年法律第137号	以下「法」と	1

いう。) 第26条の規定に基づき、県が管理する漁港(以下「漁港」という 。) の維持管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(採取料等)

第14条 漁港の区域内において、法第39条第1項の規定による採取又は占用 | 第14条 漁港の区域内において、法第39条第1項の規定による採取若しくは の許可を受けた者は、当該採取又は占用の区分に応じ、別表第4に掲げる 土砂採取料又は別表第5に掲げる公共空地等占用料(以下「採取料等」と いう。)を納付しなければならない。

「略]

別表第2(第13条関係)

区分	工作物を設置す			地下埋設	物を設置
	る場合(電柱類	工作物を	電柱類を	する場合	
	又は地下埋設物	設置しな	設置する	外径40セ	外径40セ
施設の	を設置する場合	い場合	場合	ンチメー	ンチメー
種類	を除く。)			トル未満	トル以上

(趣旨)

法」と 第1条 この条例は、漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和25年法律第 - 137号。以下「法」という。)第26条の規定に基づき、県が管理する漁港(以下「漁港」という。)の維持管理に関し必要な事項を定めるものとする

改正後

(採取料等)

占用の許可を受けた者又は法第43条第4項に規定する認定計画実施者(法 第44条第1項に規定する認定計画において法第42条第2項第2号及び第3 号に掲げる事項(水面又は土地の占用に係るものに限る。)又は法第50条 第1項各号に掲げる事項を定めた者に限る。)は、当該採取又は占用の区 分に応じ、別表第4に掲げる土砂採取料又は別表第5に掲げる公共空地等 占用料(以下「採取料等」という。)を納付しなければならない。

2 「略]

別表第2 (第13条関係)

区分	工作物を設置す			地下埋設	物を設置
	る場合(電柱類	工作物を	電柱類を	する場合	
	又は地下埋設物	設置しな	設置する	外径40セ	外径40セ
施設の	を設置する場合	い場合	場合	ンチメー	ンチメー
種類	を除く。)			トル未満	トル以上

岸壁		[略]	1本ごと	1メート	1メート
物揚場	<u> </u>		に1年に	ルまでご	ルまでご
桟橋			つき 470	とに1年	とに1年
船揚場	l 7	[略]	<u>円</u>	につき	につき
漁具干	場			100円	180円
漁港施	設用	[略]			
地					
荷さは	ぎき所	[略]			
野積場	I 7	[略]			
道路		[略]]		
			•	•	

[略]

別表第5 (第14条関係)

	工作物を設置す			地下埋設	物を設置	
	る場合(電柱類	工作物を	電柱類を	する場合		
区分	又は地下埋設物	設置しな	設置する	外径40セ	外径40セ	
	を設置する場合	い場合	場合	ンチメー	ンチメー	
	を除く。)			トル未満	トル以上	
水域	[略]		1本ごと	1メート	1メート	
公共空地	[略]		に1年に	ルまでご	ルまでご	
			つき <u>470</u>	とに1年	とに1年	
			<u>円</u>	につき	につき	
				100円	180円	
[略]						

岸壁 1本ごと 1メート 1メート [略] |に1年に | ルまでご | ルまでご 物揚場 桟橋 つき 550 とに1年 とに1年 につきにつき 船揚場 [略] <u>円</u> 漁具干場 120円 210円 漁港施設用 [略] 荷さばき所 [略] 野積場 「略〕 道路 [略]

[略]

別表第5 (第14条関係)

	工作物を設置す			地下埋設	物を設置
	る場合(電柱類	工作物を	電柱類を	する場合	
区 分	又は地下埋設物	設置しな	設置する	外径40セ	外径40セ
	を設置する場合	い場合	場合	ンチメー	ンチメー
	を除く。)			トル未満	トル以上
水域	[略]		1本ごと	1メート	1メート
公共空地	[略]		に1年に	ルまでご	ルまでご
			つき 550	とに1年	とに1年
			<u>円</u>	につき	につき
				120円	210円

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。